

1 趣旨

6月は、政府において、「外国人労働者問題啓発月間」として外国人労働者の適正就労促進と不法就労の防止に関する啓発活動を行うこととしていることから、同活動と連動して県警においても広報重点に設定し、特に外国人の雇用に関わる事業者等に対する広報を積極的に行うとともに、正規に滞在する来日外国人に対しても、生活習慣の違いなどから犯罪や事故の被害に遭うことを防止するためなどの広報を積極的に推進する。

2 現状

(1) 県内の外国人労働者受入れ状況

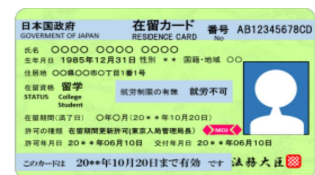
本県の外国人労働者数は年々増加しており、令和7年10月末時点において16,562人で過去最高となった。また、外国人を雇用する事業所数も2,679事業所と、こちらも過去最高となっている。（県HPより出典）

(2) 県内における令和以降の来日外国人の検挙状況（刑法犯・特別法犯）

年	R7	R6	R5	R4	R3	R2	R1
件数	76	31	57	55	49	28	25
人員	58	26	31	19	29	25	21

(3) 県内における不法就労助長事犯の検挙状況

令和以降、県内では令和2年（3件3人1法人）と令和7年（1件1人）に検挙がある。



3 推進事項

警察活動や関係機関との連絡を通じて、県内の来日外国人情勢や雇用実態を把握したうえで

- 「外国人の雇用に当たっては、必ずパスポートや在留カード等により在留資格や在留期限等を確認すること」「不法滞在・不法就労に関する情報提供」などについて、交番・駐在所のミニ広報紙のほか、県警HP、FMラジオ放送等で情報発信を行う。
- 外国人労働者に対する防犯・交通安全教室等において、事件事故の被害防止とともに、在留期限厳守や在留カードの携帯等についても指導する。

4 活動状況(昨年)



外国人技能実習生に対する防犯・交通安全教室での指導状況
(R7.6南さつま署)